

青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成二十六年条例第三十号)の一部改正【第五条関係】

新旧対照表

改正後	改正前	根拠省令
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第七条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第一項及び第二項、<b>第八条の三第二項</b>、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>一から三まで [略]</p> <p>2から5まで [略]</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><b>第八条の二 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、</b></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第七条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第一項及び第二項_____、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>一から三まで [略]</p> <p>2から5まで [略]</p> <p>[追加]</p>	<p>【その他】</p> <p>【安全計画の策定等の義務化】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第八条の三 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければなら</u></p>	<p>[追加]</p>	<p>【安全計画の策定等の義務化】</p> <p>【安全計画の策定等の義務化】</p> <p>【安全計画の策定等の義務化】</p> <p>【児童の所在確認の義務化】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>い。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第十条 家庭的保育事業所等においては、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合</u>に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員_____</p> <p>_____の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。</p> <p>第十三条 削除</p>	<p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第十条 家庭的保育事業所等においては、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員（<u>保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に従事する職員を除く。</u>）の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。</p> <p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p><u>第十三条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身</u></p>	<p><b>【送迎用バスの安全装置装備の義務化】</b></p> <p><b>【インクルーシブ保育】</b></p> <p><b>【懲戒に係る関連条項の削除】</b></p>

改正後	改正前	根拠省令
<p>(衛生管理等) 第十四条 [略] 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。 3～5 [略]</p> <p><u>附則</u> [略] ※青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第六条関係】新旧対照表にまとめて記載</p>	<p><u>体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(衛生管理等) 第十四条 [略] 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、<u>必要な措置を講ずる</u> _____よ う努めなければならない。 3～5 [略]</p>	<p><b>【衛生管理研修等の努力義務化】</b></p>